

山形県社会福祉士会だより

Vol 10



目次

障害者差別解消法施行に向けて・・・1
「確定診断から早や1年」～若年性認知症当事者の家族より～・・・2
認定社会福祉士制度におけるスーパービジョンの概要・・・3
おしらせ・編集後記・・・4

障害者差別解消法施行に向けて

山形県 健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉支援主査 杉山秀喜 氏

障害者差別解消法は、障がい者の人権及び基本的自由の確保等を目的とした「障害者の権利に関する条約」を我が国が平成26年に締結したのを機に、それに先立つ国内法の整備の一環として平成25年に制定され、平成28年4月1日の施行を予定しています。

その内容は、障害者基本法の基本理念に基づき、障がいを理由とする差別を解消し、誰もが障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を図ることです。そのために、差別解消法は、行政機関と民間事業者に対して障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、障がい者の活動を制限している社会的障壁を取り除くための合理的配慮を求めています。

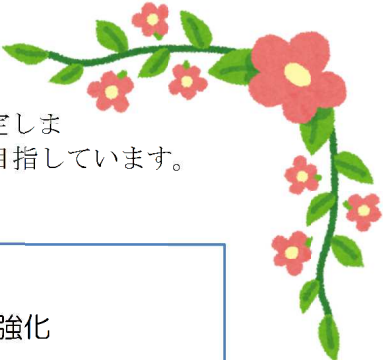
山形県においても、残念ながら、障がい者への配慮に欠けた事例が生じている実態があります。昨年、県が障がい者団体等を通じて差別事例を調査した際には、障がい者が地域で生活するためのグループホームが周辺住民の理解が得られず開設を見送った、盲導犬を連れての入店を断られた、医療機関の受診や温泉 プールの利用を断られた、アパートの契約を断られた、などの差別にあたると思われる事例が報告されました。

差別の実態としては、障がいに対する誤解や偏見 理解不足等によるものが多数を占めていると考えられます。差別の解消のためには、まず第一に県民の皆さんに障がいについて知ってもらい、障がいのある人が日常生活 社会生活の様々な場面でどういった支援 手助けを必要としているかを理解し、それを実践してもらうことが必要と考えています。


こうした差別を解消するための施策を推進し、県民みんなで障がい者差別の解消に取り組んでいく姿勢を示していくため、県では、現在「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の制定に向けて準備を進めています。

条例は、差別の解消に関する基本的な事項を定め、県民の障がい者に対する理解促進のための普及啓発、障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置など、必要な施策を推進していくことをその内容としており、差別解消法施行に合わせて平成28年4月1日の施行を予定しております。

条例施行後は、法や条例についての県民への周知や差別に関する具体的な相談に応じるほか、各障がいの特性ごとの必要とされる合理的配慮等についての事例集作成、事業者向けの研修会開催など、県民の皆さんに障がいへの理解を深めてもらえるよう、施策の実施に取り組んでいきたいと考えておりますので、これからも御支援 御協力をよろしくお願いいたします。



山形県では、平成 28 年 1 月に『山形県認知症施策推進行動計画』を策定しました。計画では、認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現を目指しています。3つの基本を掲げています。

- 
- 基本目標 1. 認知症の正しい地域の普及促進
 - 基本目標 2. 医療と介護分野の対抗力の向上及び連携の強化
 - 基本目標 3. 認知症の人と家族にやさしい地域づくり

基本目標 3 では、若年性認知症の方に対する具体的施策として、①若年性認知症の方の集いに職員が参加し、ニーズを把握、②ワンストップの相談・支援の手引きの作成、③若年性認知症の方の社会参加に向けた検討、があります。

「確定診断から早や 1 年」～若年性認知症当事者の家族より～

榎本香代子 氏

主人が若年性アルツハイマーの認定を受けて、もう 1 年以上過ぎました。

主人は、気性がもともと大らかで明るく、ポジティブ思考の人で、病気が分かってからも、良いと思われることは、すべて試みる、そして二人でも取り組んでいるのが今の現状です。

確定診断後の半年間は、あらゆる手続の連続でした。特に精神自立支援（医療）はなかなか認められず、3 回も手続をしました。他の手続もかなり複雑で、手続きをする場所、もって行く物の準備（医者の診断書等）にもかなり金銭がかかりました。手続きをする場所と持って行く物（準備するもの）金額等の資料（山形県独自のもの）があればと痛感いたしました。

それから、主人が常々「免許証の返還をすばやくすること」がとても大事なことだと何度も言います。また、「免許は生活にとっても必要だけれども、事故を起こす原因が多いので、確定診断を受けたら早急に還すべきだ」と言っています。

私もとても不便なことではあるけれどもすごく重要なことで、アルツハイマーの人は、1 日も早く遂行してほしいと思います。

また、障害者の就職ガイダンスに出席した折、身体障害者はある程度の基準で（就労が）可能な方の多い中、精神障害者の場合、特に若年性アルツハイマーに至っては、かなり厳しく「申し訳ありませんが仕事を少しでもできる人がほしい」と断られました。

主人はかなりショックを受けたのでは？と聞いた所「全然気にしない訳じゃないけど、そうだったんだから仕方ないなあー。」「別のことを考えよう」と私が励まされてしまいました。

そういった日常の気ぜわしさの中、1 年半ほど前から私達は月 1 回、当事者と家族の人たちの交流することのできる場所さくらんぼカフェ（※）という県の福祉課で作った交流会に参加することが、ライフワークの一環となっております。

情報の交換をしたり、病状の比較対照の一例として話を聞いたり、手続きの仕方や色々なものの活用の仕方を覚えたり、病状に合った対処の仕方を納得したり、感心したりと大収穫です。当事者は楽しい

話をしたり、体を動かしたり、手先を使った物作りなど楽しんで、気分も上々で帰宅します。

主人は、病気になってから頭を使うことも、体を動かすことも、かなり疲れるように思われます。以前からしている、ジョギングやウォーキングも自分で道を変えたり、目にする風景を変えたりと思考をこらしてなんとか続けています。素晴らしい事だと感心する反面、日々失われてゆく記憶を目の前に、落胆する気持ちを抑えきれない私です。

二人のモチベーションを上げる為、好きなスポーツをしたり、好きなスポーツ番組をDVDにしたり、四季を感じられる行事などをしながら楽しんですごしています。

※「さくらんぼカフェ」平成27年7月10日に山形市小白川町 県小白川庁舎内に開設

公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター主催
2015年度 スーパービジョン研修～経過的対応～を受講して

認定社会福祉士制度における スーパービジョンの概要



ごぞんじですか？
社会福祉士の
スーパービジョン

山形県社会福祉士会 理事 高木知里

昨年8月29日、8月30日東京で開催された経過措置期間のスーパーバイザー養成研修に参加しました。

認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーは、本来、認定上級社会福祉士若しくは認定社会福祉士更新者等が担うとされていますが、制度立ち上げ時期である現在、認定上級社会福祉士や認定社会福祉士が少ないことから、一定の要件を満たした者が「経過措置期間のスーパーバイザー」として登録することになります。

1. スーパービジョンの目的

実施要綱では、スーパービジョンの目的は、(1) 社会福祉士としてのアイデンティティを確立する。(2) 所属組織におけるソーシャルワーク業務を確立し担えるようにする。(3) 専門職として職責と機能が遂行できるようにする。と定めています。スーパービジョンは事例検討とは異なります。スーパービジョンで事例を扱うことはありますが、事例を評価・検証するのではなく、事例に取り組むスーパーバイザーの価値・知識・技術に焦点を当てます。

2. スーパービジョン実施期間・回数と単位の考え方

認定機構では、スーパービジョン実績を担保するために単位として扱い、次のように定めています。機構がスーパービジョン実績単位として認めるのは、スーパービジョン契約をして、1年間に6回以上行われたときです。2単位になります。1回のスーパービジョンは1時間以上行うことを原則とします。5年間行うことで、認定社会福祉士取得に必要な10単位となります。認定社会福祉士=1年間6回(SV)×5年間

3. スーパービジョンの種類・スーパービジョンを行うスーパーバイザー

認定機構がスーパービジョン実績として扱うのは、当面個人スーパービジョンです。スーパーバイザーは職場の上司に限定しません。業務の上で関係ない社会福祉士や教員が行うことも想定しています。また、スーパービジョンは事例検討を行うのとは異なるので、スーパーバイザーとスーパーバイジーが同一分野である必要はありません。ただし、スーパーバイザーは認定機構に登録されていることが必要です。

詳しくは認定社会福祉士認証・認定機構のホームページをご覧ください

<http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html>



おしらせ

平成28年度は役員の改選期にあたります。

本会では、県内を大きく4ブロック（庄内・最上・村山・置賜）にわけ、庄内は田川地区3名と飽海地区3名。最上地区は3名。置賜地区は、東置賜4名と西置賜2名。村山地区は東南村山6名・西村山2名・北村山2名の定員となっています。

生活圏域での会員の活動やつながりを活性化したいということから理事の選出区分をこのようにしております。ぜひ役員への立候補の検討をお願いいたします。

変更届はお早めに

住所や勤務先の変更がある会員さんは、お早めに事務局まで変更届を送ってください。様式等不明な点があれば事務局までお電話ください。



総会の日程が決まりました

日時場所は次のとおりです

平成28年5月29日（日） 13:00～ 山形県総合社会福祉センター 4F

詳細は後日ご連絡します。みなさまご出席くださいますようお願いいたします

来年の基礎研修募集は4月初旬にはじまります！

郵送にてご案内いたしますが、ホームページとフェイスブックもあわせてご確認ください。



山形県社会福祉士会ホームページ
<http://www10.plala.or.jp/yacm/yacsw/>



山形県社会福祉士会 Facebook

<https://www.facebook.com/yamagatacsw>



編集後記

私のストレス解消法は畑仕事です。もくもくと土をいじり、雑な手入れにもめげず健気に生えてくる野菜たちを見ていると、なんだかホッとします。時々小さなハプニングもあり(去年はサツマイモを掘っていたら小さな野ねずみの巣を発見してしまいました！ふかふかの枯れ草に赤ちゃんが眠っていて、本当は害獣ですがしげしげ眺めてしまいました)、最後おいしく食べるというご褒美もあってかなりはまっています。もうすぐ来る春が待ち遠しいですね！皆様もはじめてみませんか？畑仕事。(T.M.)



平成27年9月30日発行 一般社団法人 山形県社会福祉士会 発行責任者/安部 久 編集者/広報委員会
山形市小白川町2丁目3番31号 TEL 023-615-6565 FAX 023-615-6521
HP:<http://www10.plala.or.jp/yacm/yacsw/>E-mai:yacsw@smail.plala.or.jp